

沖ノ鳥島をめぐる諸問題と西太平洋の海洋安全保障

～中国の海洋進出と国連海洋法条約の解釈を踏まえて～

外交防衛委員会調査室 加地 良太

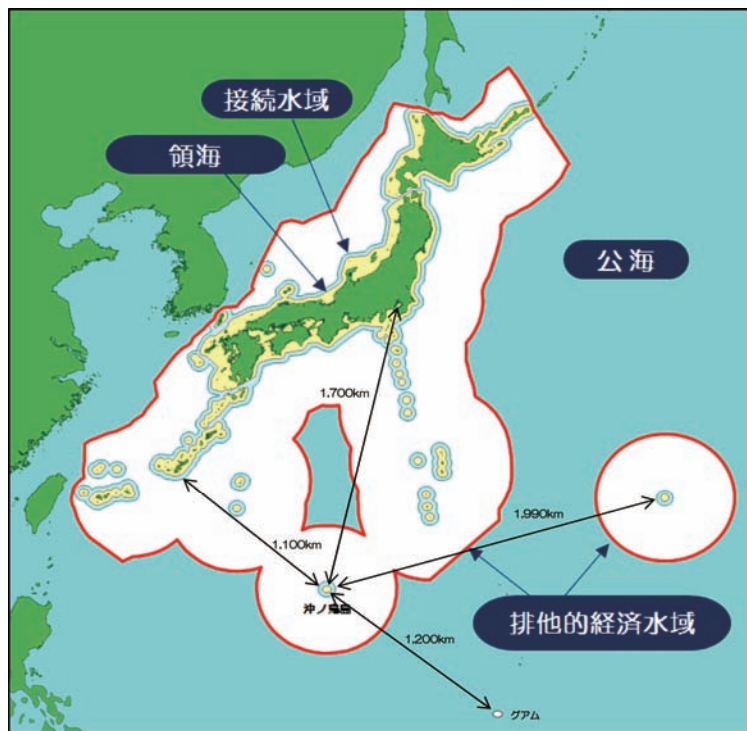
1. はじめに

沖ノ鳥島は、東京から約 1,700km 南の太平洋上(北緯 20 度 25 分、東経 136 度 05 分)に浮かぶ急峻な海山の頂上に発達した環礁で、東西約 4.5km、南北約 1.7km、周囲約 11km のなす型をしたさんご礁島である。

この「島」は、満潮時になると一見「岩」のような海拔 70cm の 2 つの小島がわずかに残るだけであり¹、どちらも波の浸食による水没の危機にさらされている。日本政府はこの 2 つの小島に約 300 億円の費用を掛けて護岸工事を行い、現在ではそれぞれの周囲をコンクリートの護岸で覆っている。

日本政府が沖ノ鳥島の水没を防ごうとする理由は、沖ノ鳥島が有している我が国の国土面積を上回る約 40 万 km²にも及ぶ排他的経済水域 (EEZ、後述) の喪失を防ぐことにある。沖ノ鳥島周辺海域では、漁場としての潜在力が検討され始め、また、鉱物資源

図1 沖ノ鳥島の位置と日本の排他的経済水域



(出所) 海上保安庁HP等を参考に筆者作成

¹ 面積は 9.44 m² (北小島 7.86 m²、東小島 1.58 m²)。

については、莫大な資源量の存在がしばしば報道されている²。期待されているこれらの権益を維持するためには、沖ノ鳥島の水没を防いで、同島周辺の排他的経済水域を維持する必要がある。

こうした我が国の姿勢に対して、中国は、沖ノ鳥島は「島」ではなく単なる「岩」にすぎないとして、同島の周囲に排他的経済水域を設定することに対し異議を唱えている。中国はこうした主張に基づいて、特に2004年以降、沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域内で、我が国の了解なく、海洋調査にとどまらない軍事的活動を行っている。最近の動きとしては、2010年4月、ソブレメンヌイ級駆逐艦2隻を含む計10隻からなる中国海軍の艦隊が、沖縄本島と宮古島間の海域を通過し、沖ノ鳥島西方海域で大規模総合演習を実施した。そればかりではなく、2011年6月には東電福島第一原発事故による放射性物質の海洋環境への影響調査を理由として、海洋調査船を沖ノ鳥島周辺に派遣した。同じ時期に、駆逐艦など計11隻が、沖縄本島と宮古島間の海域を通過して、沖ノ鳥島周辺の西太平洋で演習を行った。

これまで、沖ノ鳥島の周辺海域の排他的経済水域の保全に関する問題は、海洋資源の確保といった観点から議論されることが多かった。しかし、この問題は、こうした経済的な側面のみならず、西太



沖ノ鳥島 (出所) 海上保安庁HP

沖ノ鳥島周辺で活発化する中国の主な活動

2002年2月15日 中国の海洋調査船が沖ノ鳥島の東北東約250kmの海域で活動。

2003年10～12月 中国の海洋調査船「向陽紅9号」(10～11月)、「科学1号」(12月)が沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域内に漂泊、海中向け音波を発信する方法で海洋調査を実施。

2004年12月7日 中国の海洋調査船「科学1号」(2579ト)が沖ノ鳥島南方約320kmの排他的経済水域内を航行、海中に向けて音波を発しながら海洋調査と思われる活動を実施。

2004年12月10日 中国の海洋調査船「科学1号」(2579ト)が沖ノ鳥島南南西約350km排他的経済水域内を航行、海中に向けて音波を発しながら海洋調査と思われる活動を実施。

2009年6月 中国海軍のルージョウ級駆逐艦等計5隻が南西諸島を通過し、沖ノ鳥島の北東260km付近の海域に進出。

2010年4月 中国海軍のソブレメンヌイ級駆逐艦2隻を含む計10隻からなる艦隊が、沖縄本島と宮古島間の海域を通過し、沖ノ鳥島西方海域で大規模総合演習を実施。

2011年6月 中国国家海洋局が、東電福島第一原発事故による放射性物質の海洋環境への影響調査という名目で、沖ノ鳥島周辺の西太平洋に海洋調査船を派遣。

2011年6月 中国海軍の艦艇計11隻が、宮古島の北東約100kmの海域を東シナ海から太平洋に向けて南東進。その後、沖ノ鳥島南西約450キロの海域で射撃訓練や、無人航空機、艦載ヘリの飛行、洋上補給の訓練などを実施。

(出所) 防衛省資料、各種報道等より筆者作成

² 「沖ノ鳥島 政府 港湾施設整備へ資源開発調査など推進めざす」『NHKニュース』(2009.11.7) など

平洋の平和と安定の維持という海洋安全保障の重要な問題とも深く結びついているのである。

本稿では、中国の西太平洋への進出と排他的経済水域をめぐる国連海洋法条約の解釈に関する議論の考察を踏まえて、沖ノ鳥島の維持管理の取組がいかなる意義を有するかを示し、最後に、我が国として検討すべき海洋政策上の課題を提示する。

2. 沖ノ鳥島領有に至る経緯

沖ノ鳥島は畳一枚ほどのさんご礁島であり、人間が居住するには余りにも小さく過酷な環境であると言わざるを得ない。このような絶海の孤島を、どういう経緯で我が国が領有することとなったのかについてまず概観する。

沖ノ鳥島を最初に発見したのはスペイン人であるとされている。発見された時期について確かなことは分かっていない。1789年に、イギリス人のウィリアム・ダグラスが目撃してからは、「ダグラス礁」と呼ばれるようになった。しかし、このダグラス礁について、いずれの国も領有権を主張することはなかった³。

日本政府がダグラス礁の領有に向けて動き始めたのは、第一次世界大戦後の1920年、ドイツの統治していた南洋諸島が国際連盟により日本の委任統治領となってからのことである。ダグラス礁の存在自体は、日本でも明治時代から知られていたようであるが、1922年、海軍水路部⁴の測量艦「満洲」が南洋諸島の測量に向かう途中に立ち寄り、簡単な調査を行った。その後、南洋諸島の近くに位置するこのさんご礁島を南洋統治に活用⁵しようとした日本政府は、各国の水路誌を調査し、いずれの国も領有を主張していないことを確認した上で、「沖ノ鳥島」と命名し、1931年に東京府小笠原支庁への編入を告示、領有を開始した。戦後、同島はサンフランシスコ平和条約によってアメリカの施政権下に置かれ、日本政府の統治を離れたものの、1968年の小笠原返還協定によって日本に返還され、現在に至っている。

日本政府は、沖ノ鳥島の領有について、「我が国は1931年7月の内務省告示以来、現在に至るまで、有効に支配してきた」⁶との見解を示している。これまで日本の領有権主張に対して、異議を唱えた国はない⁷。

³ 排他的経済水域の概念も存在していなかったこの当時、利活用の余地が極めて小さいこのさんご礁島を領有する意義は小さかったと考えられる。

⁴ 旧海軍において、航路、水路の測量や海図の作製等に当たった。

⁵ 当時の哨戒機の進出距離は600～650海里（約1,100～1,200km）、飛行艇の場合900海里（約1,700km）であり、木更津及び鹿屋を発進基地とした場合、ちょうど沖ノ鳥島が進出限界となる。海軍が沖ノ鳥島に着目したのは、更に遠距離の哨戒を行う場合に、沖ノ鳥島が水上飛行機の基地に適すると判断したものである。さらに、沖ノ鳥島は、同島とサイパン島、パラオ島を結ぶ三角形の頂点に位置するため、軍事的に極めて重要な地に位置している。このため海軍は、水上航空基地、対空監視哨並びに気象観測所、灯台を沖ノ鳥島に建設する計画を立てたとされる。（藤井祥一「沖ノ鳥島の戦略的価値とその利用-中国の海洋における活動範囲の拡大とグアム防衛-」『陸戦研究』（平19.11）5頁）

⁶ 国会における政府答弁としては、第174回国会衆議院予算委員会議録第3号15頁（平22.1.22）ほか。

政府公式資料としては、『海上保安レポート2010』（海上保安庁）などがある。

（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2010/reportfeature17.html>）

⁷ 第174回国会参議院国土交通委員会会議録第13号7頁（平22.5.25）ほか。

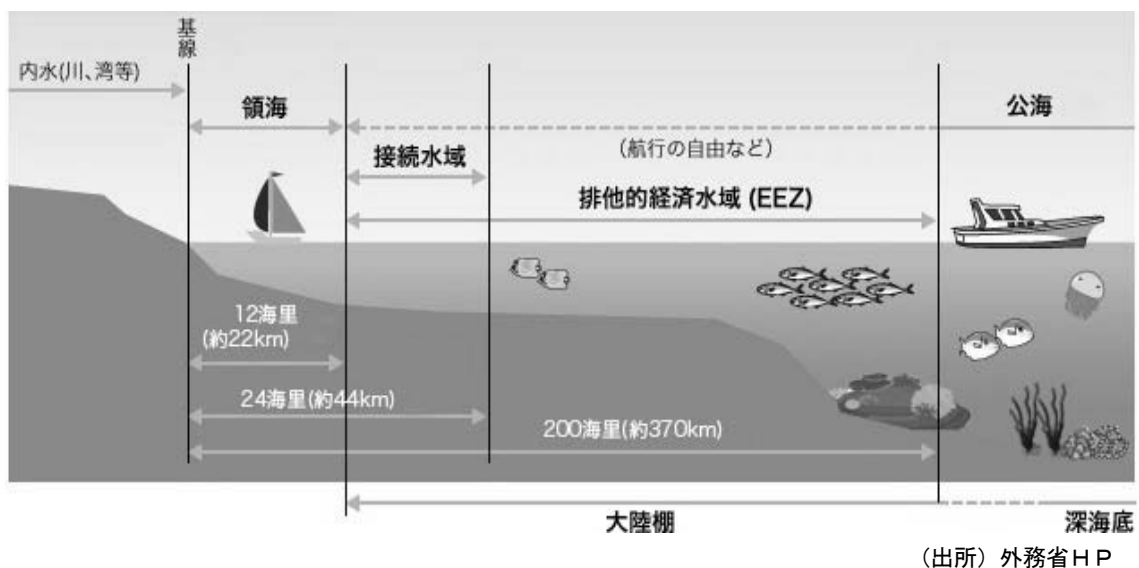
3. 沖ノ鳥島への排他的経済水域設定と護岸工事

(1) 「排他的経済水域 (EEZ)」の創設

近代の国際社会においては、伝統的に「公海自由の原則」に基づいた海洋秩序が重視され、船舶の航行のみならず漁業を含めた自由な活動が公海において保障されてきた。しかし、公海の自由な利用は、沿岸国が自国の権益拡大を指向するにつれ、時代の進展とともに様々な問題を生じるようになった。国際社会においては、その解決のために、海洋における管轄権の調整が試みられ、1930年のハーグ国際法典化会議、1957年以降計3回にわたり開催された国連海洋法会議のような国際会議の場で議論が重ねられた結果、1982年、いわゆる「海の憲法」とされる「海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）」が採択されるに至った。

この国連海洋法条約では、新たに「排他的経済水域 (EEZ)」と呼ばれる制度が創設された。排他的経済水域とは、沿岸国が、その範囲内（海底及びその下を含む）において、天然資源の探査・開発などを含めた経済的活動についての主権的権利と海洋環境の保護・保全や科学的調査などについての管轄権を有する水域で、領海基線から200海里を超えない範囲内で設定することができるものである。国連海洋法会議においては、当初、遠洋漁業国が公海での漁業の自由を確保しようとし、沿岸国の漁業独占水域の拡大に強く抵抗してきたが、排他的な漁業権を拡大しようとする沿岸国の主張が次第に大勢を占めるようになった。1970年代になると、ソ連、米国を始めとする国々が次々と排他的経済水域制度の一部を漁業・生物資源に関してのみ先取りする形で、国内法に基づき独自に海岸線から200海里の範囲に漁業水域を設定するようになり、その後、国連海洋法条約において、排他的経済水域として制度が設けられるに至った⁸。

図2 国連海洋法条約における各種海域の概念図



⁸ 山本草二『海洋法』（三省堂 1992.12）171頁

(2) 沖ノ鳥島の排他的経済水域の設定

沖ノ鳥島周辺の海域では、豊富な水産資源の存在が指摘されており、その有効活用を推進する取組が進められている。また、沖ノ鳥島周辺の海底におけるメタンハイドレートなどの莫大な鉱物資源の存在も期待されている。日本政府は、世界的なすう勢に沿う形で、1977年に沖ノ鳥島を含む海岸から200海里の範囲に、暫定措置として「漁業水域」を設定し⁹、さらに、国連海洋法条約の発効に併せて制定した「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づき、島の周囲に排他的経済水域を現在設定しており、これにより沖ノ鳥島周辺海域における日本の経済的権益確保を図っている。

(3) 沖ノ鳥島の護岸工事開始

しかし、沖ノ鳥島は現在、水没の危機にひんしている。我が国が沖ノ鳥島の領有を開始した1932年の時点では、満潮時でも6つの岩が海面から姿を現していた。だが、太平洋上で発生する台風の多くは、沖ノ鳥島近海を通過し日本へ北上するため、台風が通過する際には、高さ17

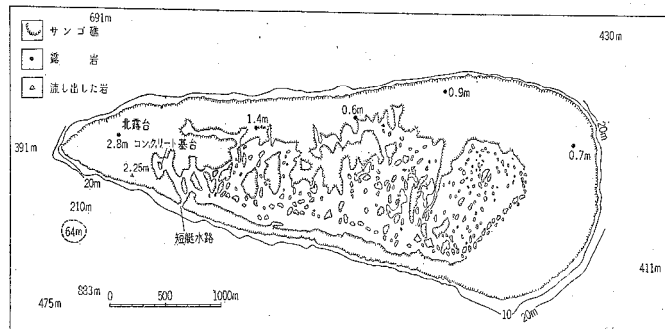


図3 日本への領土編入当時の沖ノ鳥島

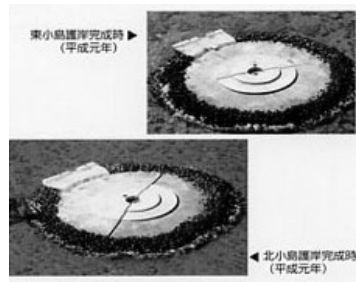
(出所) 水路図誌複製「海上保安庁承認第450045号」
(進士晃「沖の鳥島」『海洋科学』(1971. 1))

mにもなる荒波が容赦なくこの小島を襲う¹⁰。そのため、現在では「北小島」と「東小島」の2つが満潮時に顔をのぞかせるだけとなってしまった。日本政府は、1987年より「災害復旧工事」として、2つの小島の周囲に円形状に鋳鉄製消波ブロックによる消波堤を設け、内部にコンクリート製護岸を建設した。さらに、台風に伴う飛来物による東小島の損傷が発見されたため、1997年には、東小島を覆うチタン製の防護網を設置している。これらの工事費用合計は約300億円と推定され¹¹、また、その維持に年間2億円を要しているとされる¹²。



東小島の様子 (1987年当時)

(出所) 国土交通省京浜河川事務所HP



沖ノ鳥島の護岸の様子

(出所) 国土交通省京浜河川事務所HP

⁹ 山本草二『海洋法』(三省堂 1992.12) 171頁

¹⁰ 山田吉彦『日本の国境』(新潮社 平17.3) 64頁

¹¹ 長嶋俊介「孤立極地島—南鳥島・沖ノ鳥島」『会計検査資料』(2009.2) 48頁

¹² 「絶海の孤島維持には年2億円」『読売新聞』夕刊(2004.12.1)

4. 沖ノ鳥島の国際法上の地位に対する中国のクレーム

日本政府は沖ノ鳥島周辺の広大な排他的経済水域を維持するための取組を重ねてきた。ところが、このような取組を開始してから15年ほど経過した2003年12月、中国政府が突如として、日本政府による沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域設定に異議を唱えてきた。国連海洋法条約によれば、排他的経済水域内での海洋科学調査には沿岸国の同意が必要であるとされているが、中国は2001年頃より、日本の排他的経済水域内で海洋調査船による調査を日本政府の了解なく、頻繁に行うようになっていた。この件を協議した2003年12月の日中海洋法協議、2004年4月の海洋調査船に関する日中協議の場で中国側が、海洋法の解釈に関する見解の相違の一つとして沖ノ鳥島の地位に言及した。すなわち、沖ノ鳥島が我が国の領土であり、12海里の領海を持つことは認めたものの、同島は「島」ではなく「岩」であり、排他的経済水域と大陸棚を持つことはできないと主張したのである¹³。

(1) 国連海洋法条約第121条「島の制度」

中国等¹⁴が問題としている「島」周辺の排他的経済水域設定については、国連海洋法条約第121条に規定がある。

国連海洋法条約	
第121条【島の制度】	
1 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。 <i>An island is a naturally formed area of land, surrounded by water, which is above water at high tide.</i>	
2 3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。 <i>Except as provided for in paragraph 3, the territorial sea, the contiguous zone, the exclusive economic zone and the continental shelf of an island are determined in accordance with the provisions of this Convention applicable to other land territory.</i>	
3 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。 <i>Rocks which cannot sustain human habitation or economic life of their own shall have no exclusive economic zone or continental shelf.</i>	

同条ではまず「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、満潮時においても水面上にあるもの」（1項）と規定し、島についても他の領土と同様に排他的経済水域が与えられるとしている（2項）。しかし、その2項では排他的経済水域付与に当たり

¹³ 第159回国会衆議院外務委員会議録13号6～7頁（平16.4.23）及び第162回国会参議院外交防衛委員会議録第13号6～7頁（平17.6.2）ほか。

なお、国連海洋法条約では、領海基線から原則として200海里までの海底及びその下を沿岸国の「大陸棚」として規定し、沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するための主権的権利を行使することが認められている。島の大陸棚は、国連海洋法条約上、排他的経済水域と同じく決定されるため、本稿では沖ノ鳥島の排他的経済水域の設定の可否についてのみ絞って記述する。

¹⁴ 沖ノ鳥島の「島」としての法的地位に関しては、中国のみならず韓国も異議を唱えている。国連海洋法条約上、沿岸国は、地質上及び地形上の一定の要件を満たす場合には、大陸棚限界委員会に申請して認められれば、200海里を超えて大陸棚を設定できるため、日本政府は、2009年に沖ノ鳥島の領海基線から200海里を超える範囲の大陸棚の設定を大陸棚限界委員会に申請した。しかし、これに対して中韓両国は、「沖ノ鳥島は島の条件を満たさず、岩である」として、日本の沖ノ鳥島を起点とする大陸棚の設定に反対する旨の口上書を2009年と2011年、同委員会に提出した。

「3項の場合を除き」という条件を付けている。3項とは「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」とする規定である。

日本政府は、「歴史的に島としての地位を確立してきた沖ノ鳥島は、国連海洋法条約に従って、排他的経済水域を有する」との見解を示し¹⁵、沖ノ鳥島周辺に200海里の排他的経済水域を設定している。沖ノ鳥島は、1項に規定される要件に合致していることだけで十分に「島」としての条件を満たしていると考えるのが当然であり、飽くまで「岩」に関する規定である3項とは関係なく排他的経済水域を有することができるとの立場であると考えられる¹⁶。沖ノ鳥島は、高潮時においても水面上にあり、さらには、島の周囲に施された護岸工事は、飽くまで既に「島」としての要件が満たされている現状を維持するための海岸保全工事であって、人工的に沖ノ鳥島を造成したわけではなく、「自然に形成された」とする要件とも合致するというものである。

他方、中国は、2つの小島を合わせても満潮時に水面に出ている面積が四畳半ほどの「沖ノ鳥礁」では、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することはできず、この3項の「岩」に該当するのであり、よって「沖ノ鳥礁」は排他的経済水域を有しないと批判している。中国政府は、3項の「岩」に関する文言も「島」の概念の一部を構成しており、「岩」も「島」も一体として捉えるべきであるとして、排他的経済水域を有すると主張する「島」は、1項のみならず3項の要件との整合性も求められるとの考えに立っているとされる。「岩」も「島」の一種であるとしても、この種の「人間の居住又は独自の経済的生活を維持できない岩」は、もはや完全な「島」とは呼べず、ゆえに排他的経済水域を設定することができないとしている¹⁷。日本政府が「沖ノ鳥礁」を基点として広大な面積の管轄海域を主張するのは国際海洋法に合致せず、国際社会の全体的利益を著しく損なうもので、明らかに法的に成り立たないとの見解を表明している¹⁸。

(2) 妥協の産物としての「岩」の規定

このように日中間で見解が対立する原因は、排他的経済水域を設定できる島又は岩について国連海洋法条約が明確な基準を示していないという点にある。これは、公海の自由を求める米英等の海洋先進国と自国の沿岸域に権益を確立しようとした中南米諸国等との妥協の中で条約が起草されたことに起因している。

¹⁵ 第174回国会衆議院予算委員会議録第3号15頁(平22.1.22)ほか。

¹⁶ 国会においては、沖ノ鳥島について、国連海洋法条約第121条1項及び2項に基づき排他的経済水域を設定することができるとの趣旨の政府答弁(第164回国会衆議院外務委員会議録第16号11頁(平18.5.19))、また、3項の「人間の居住又は独自の経済的生活」を維持するための施策を検討する必要性はないとの趣旨の政府答弁(第164回国会衆議院外務委員会議録第9号8頁(平18.4.7))がなされている。

¹⁷ 龔迎春「無人島に関する中国の立場—国内法上の対応と国際的な立場」(海洋政策研究財団(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)『平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書—』平18.3)69頁及び栗林忠男・加々美康彦「海洋法における「島の制度」再考」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』(2010.7)241頁

¹⁸ 2010年1月19日中国外交部馬朝旭報道官の記者会見

<<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zrgx/t652690.htm>>

島の性質については、伝統的に、陸地、自然の形成、水に囲まれること、高潮時に水面上にあることの4つの条件が考えられ、沿岸国が領域主権を取得している島であれば、その支配の実効性の程度、維持の可能性のいかんに関わりなく、それ自体の領海を持つものとされてきた。これに対して、国連海洋法条約の草案を起草する過程で、人間が居住できず、経済生活もできないような小さな島が、その周囲に経済的権益を有する200海里もの広大な管轄海域を取得するのは、海洋の利用の自由や「人類の共同遺産」である深海底の範囲を不当に制限することになるという主張がなされるようになった。第3次国連海洋法会議では、面積、位置、政治権力といった様々な補足的基準が提案されたが、最終的には、「島」の定義は従前どおりとしたうえで、これとは区別して新たに「岩」について「人間の居住又は独自の経済的生活を維持できないもの」は経済水域を持たないとする事で妥協に至った¹⁹。しかし、「妥協の産物」であるこの3項について、そもそも「岩」とは何かについて会議でもほとんど論じられることはなく、また海洋法条約の規定の中にも全く定義付けがなされなかったため、岩と島の区別をめぐる対立は決着を着けることなく残されたままとなった²⁰。

このため、第121条の解釈について、学説は分かれ、評価も定まっていない。第121条の定める「島」か「岩」かの基準の具体化は、「国家実行」と判例法の今後の積み重ねによることとなる²¹。

諸外国の国家実行を見てみると、実はこうした「島」の周囲への排他的経済水域設定に対して他国からクレームがつく事例は、枚挙にいとまがないとされる²²。例えば、カリブ海では、ベネズエラ²³が米国、オランダ及びフランスとの間で、領有するアベス島を基点とする排他的経済水域を完全に認める協定を締結しているが、他の周辺諸国からはアベス島が「岩」であるとの抗議を受けている。姿も名前（「アベス」は「鳥」の意）も沖ノ鳥島と似ており、「カリブ海の沖ノ鳥島」と呼ばれている²⁴。一方で英国のように、国連海洋法条約加入に当たって、ロココール島の周囲に設定していた排他的経済水域を放棄した例もある²⁵。

¹⁹ 山本草二『島の国際法上の地位』（外務省海洋課 平3.9）45～61頁

²⁰ 加々美康彦「持続可能な開発のための触媒としての国連海洋法条約 第121条3項：沖ノ鳥島再生への一試論」海洋政策研究財団（財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）『平成17年度沖ノ鳥島再生に関する調査研究報告書』（平18.3）106、107頁

²¹ 栗林忠男・加々美康彦「海洋法における「島の制度」再考」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』（有信堂 2010.7）244頁

²² 「島」に関する諸外国の国家実行については、山本草二『島の国際法上の地位』（外務省海洋課 平3.9）、栗林忠男・加々美康彦「海洋法における「島の制度」再考」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』（有信堂 2010.7）245～251頁などに詳しく紹介されている。

²³ 国連海洋法条約は未批准。

²⁴ 栗林忠男・加々美康彦「海洋法における「島の制度」再考」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』（有信堂 2010.7）230頁

²⁵ 1997年7月12日の英国議会において、外相が国連海洋法条約に加入する意思を表明した際、併せて「英国の漁業水域の限界はセントギルダ島に基づいて再定義される必要がある。なぜなら、ロココール島は条約第121条3項に基づき、漁業水域の限界のための有効な基点ではないからである」と述べて政策転換を図った。プレスリリースの中では、「ロココール島は人間の居住を維持することができない」と説明された（栗林忠男・加々美康彦「海洋法における「島の制度」再考」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』（有信堂 2010.7）245頁）。

5. 沖ノ鳥島の地政学上かつ戦略的な意義

沖ノ鳥島の排他的経済水域設定に関して、公式に他国から異議が唱えられたのは、中国が異議を唱え始めた2000年代以降のことである。国際環境の変化とともに、近年沖ノ鳥島の地政学的意義を含めた重要性が改めて指摘されている。ここでは沖ノ鳥島の持つ経済的・戦略的価値を再確認しておきたい。

(1) 沖ノ鳥島周辺の経済的権益

沖ノ鳥島周辺海域の水産資源、海底鉱物資源には大きな期待が寄せられている。沖ノ鳥島周辺海域はカツオやマグロなどの魚の産卵場や回遊経路に当たることが知られており、操業支援、魚礁の設置、漁業調査指導船による調査・監視などの施策が東京都により行われている²⁶。また、同島周辺海域の海底には、石油の代替エネルギーとして期待されるメタンハイドレートや銅などを含むマンガンなどの貴重な鉱物資源が存在するとも言われており、これらの資源に関する研究・調査も始まっている²⁷。中国などがこうした鉱物資源に対して抱く関心は高く²⁸、とりわけメタンハイドレートの開発に対する関心は高いとされる²⁹。日本として、沖ノ鳥島の排他的経済水域を維持し、こうした水産・鉱物資源の権益を確保することは、国益の観点から極めて重要であるとされる。

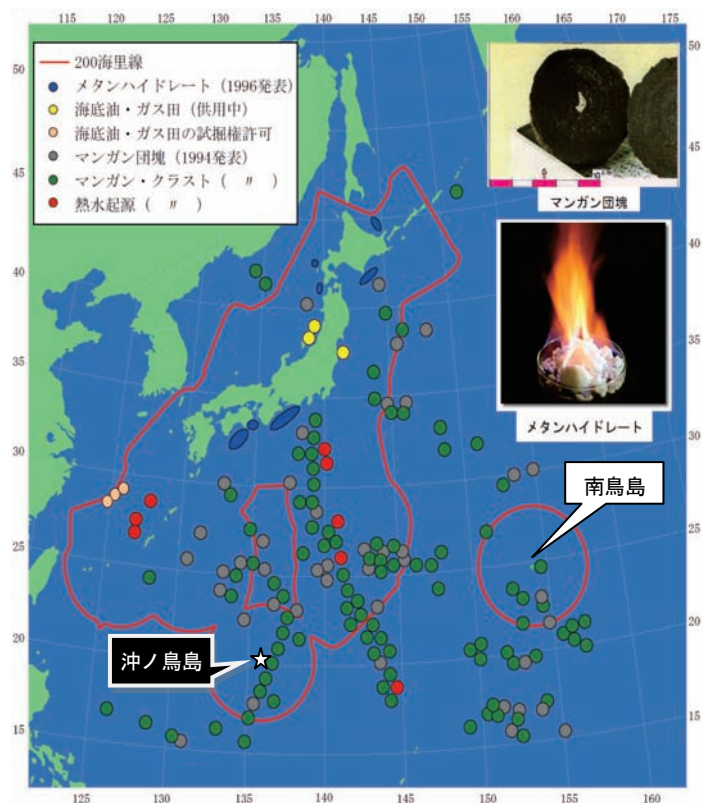


図4 日本の排他的経済水域周辺の主な海底資源

(出所) 国土交通省HP

(2) 安全保障上の価値

ただし、急峻な海山の頂上に位置する沖ノ鳥島周辺の海域は水深が深いため、実際に海底の資源開発にまでこぎ着けるのは容易ではないと言われる。それゆえか、中国にと

²⁶ 山口繁樹（東京都産業労働局農林水産部水産課）「東京都の沖ノ鳥島における取組」『河川』（2010.8）6～8頁

²⁷ 沖ノ鳥島周辺海域の海底資源の潜在力については、福島朋彦「沖ノ鳥島周辺海域の海底資源の評価」『海洋政策研究』（2009.8）に詳細な研究がなされている。

²⁸ 「南鳥島近海で資源調査、政府、レアメタル分布把握-中韓との採掘競争に備え」『日本経済新聞』（2011.1.3）など

²⁹ 「深海に眠る豊富な資源-権益争奪で国際対立、価格高騰見込み先手（世界を読む）」『日本経済新聞』（2010.3.23）

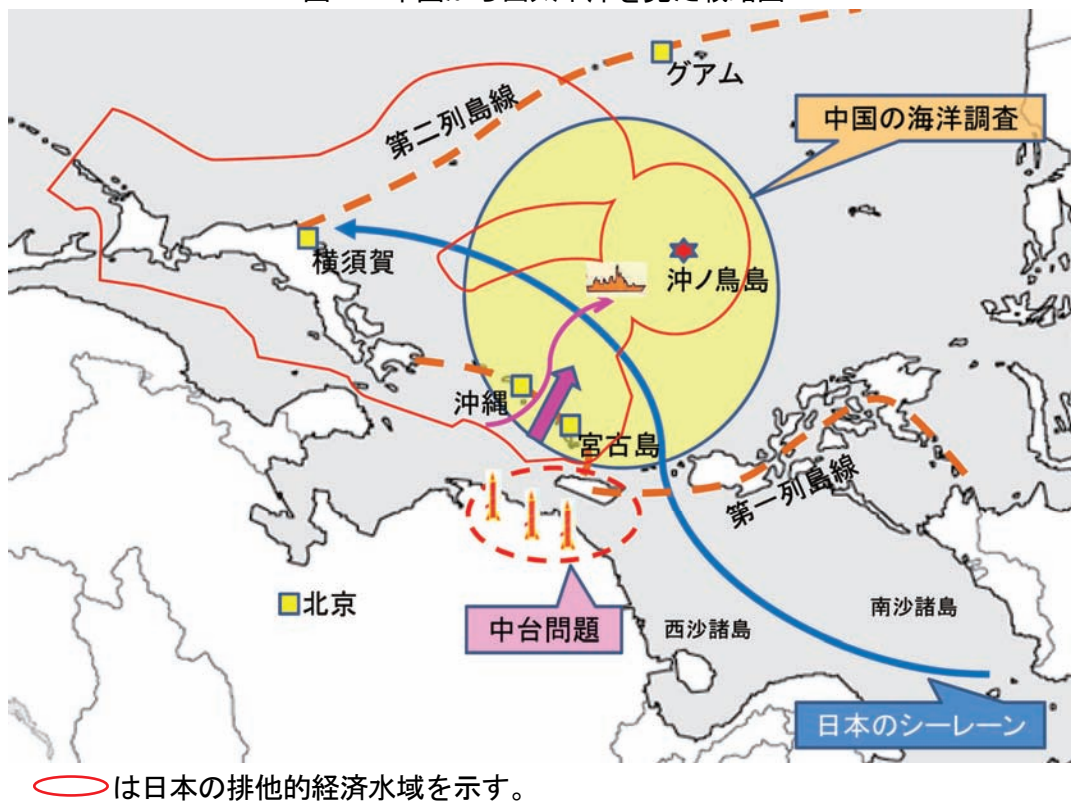
っては、むしろ安全保障面からの関心の方が強いようである。

中国は近年、空母建造など海軍力の増強に力を入れているが、その国防の基本方針の一つに「接近拒否戦略」と呼ばれる考え方がある。

中国は、日本列島から南西諸島、フィリピン、南沙諸島に至る「第一列島線」内の日本海、東シナ海、南シナ海を中国の制海権下に置き、さらには日本本土から小笠原諸島、グアム、オーストラリア西岸に至るラインを「第二列島線」とし、それより西の太平洋において自国海軍による活動の自由を確保することを目指していると指摘されている。この背景には、中国が「核心的利益」として位置付ける台湾問題がある。すなわち、台湾有事の際、米海軍の空母機動部隊が台湾周辺海域に駆けつけることが考えられるが、その際、米軍の出撃拠点となるハワイ・グアムと台湾の間の海域、つまり第一列島線と第二列島線との間の海域で自国海軍が各種作戦を遂行できる状況を確保しておき、潜水艦からの攻撃などで米空母の台湾への接近を何としても阻止したい。これが「接近拒否」の意味するところであるとされている³⁰。

そのためには、中国海軍として潜水艦の行動に必要な海底の地形や水温などの科学的データを収集しておく必要がある。沖ノ鳥島はまさに第一列島線と第二列島線との間の中間に位置する。ゆえに、中国としては、同島周辺海域において軍事的海洋調査を自由に行えるようにしておきたいとの考えがあるとされ、現に中国は、沖ノ鳥島周辺

図5 中国から西太平洋を見た戦略図



(出所) 防衛省資料を参考に筆者作成

³⁰ 鈴木祐二「東アジアの安全保障と沖ノ鳥島」『海外事情』(2007.7・8)106～107頁

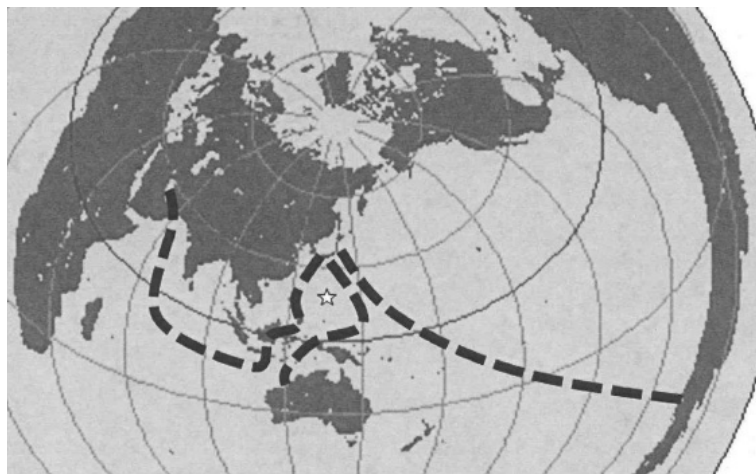
を含む西太平洋海域と当該海域への出口となる宮古島周辺海域では、資源探査のほかに主として海底の地形や水温、潮流などの科学的データを収集していたと指摘されている。現在、沖ノ鳥島周辺海域での海洋調査はほぼ終了したとみられており、最近は活動を軍事演習にまで広げている³¹。

(3) 海上輸送路としての価値

さらには、資源安全保障の観点からも、沖ノ鳥島周辺海域の安全を確保しておくことは重要である。台湾で有事が発生した場合には、南シナ海を経由して中東の石油を輸送する船舶の航行を阻害される懸念があるが、その場合、南シナ海をう回して輸送するルートとして沖ノ鳥島周辺海域の重要性は高まる。また、沖ノ鳥島周辺海域はオーストラリアから我が国に鉱物資源を運搬するルートとしても活用されている³²。

一方、中国にとっても、同海域の戦略的意義は高い。中国は、南米とりわけチリに銅、リチウムなど戦略物資を依存していると言われている。沖ノ鳥島周辺は、これらの物資を輸送する航路上に位置する。中国は、ミクロネシア連邦やフィジーなど太平洋の島国に対する港湾整備などの経済援助にも力を入れていることから、自国商船隊航路の安全性を高めようとしていると考えられている³³。このため、沖ノ鳥島周辺海域を含めた西太平洋において軍事的活動の自由を確保することは、中国にとって極めて重要な課題であると言える。

図6 沖ノ鳥島周辺海域を通る主な海上輸送路



(注) ☆は、沖ノ鳥島の位置を示す

(出所) 谷口智彦「TPPと「同盟ダイヤモンド」拡張中国への抑止力」『中央公論』(2011.3)及び財団法人経済広報センターHPより筆者作成

³¹ 藤井祥一「沖ノ鳥島の戦略的価値とその利用-中国の海洋における活動範囲の拡大とグアム防衛-」(『陸戦研究』平19.11)10、42頁及び鈴木祐二「東アジアの安全保障と沖ノ鳥島」『海外事情』(2007.7・8)104～105頁

³² 日本海難防止協会の調査によると、沖ノ鳥島から半径60海里以内の海域を航行する外航船舶は、年間約1,000隻と推定されている。オーストラリア北西岸及びニュージーランドから、日本の太平洋沿岸の工業地帯へ至る鉄鉱石運搬船の航路になっている。年間約770万トン(2002年)の鉄鉱石が、沖ノ鳥島周辺海域を経由して我が国に輸入されているが、これは日本の鉄鉱石輸入量(1億2,600万トン)の6%に相当する。また、オーストラリア東岸から中国地方や九州沿岸部に至る石炭運搬船の航路でもある。沖ノ鳥島周辺海域を通過する石炭は、年間約1,670万トンであり、石炭輸入量(1億5,800万トン)の11%にも上る。同様にボーキサイト、ニッケル、マンガン鉱などの鉱物資源を運搬する貨物船もこの海域を航行している。(山田吉彦『日本の国境』(新潮社 平17.3)82頁)

³³ 谷口智彦「TPPと「同盟ダイヤモンド」拡張中国への抑止力」『中央公論』(2011.3)143、144頁

6. 排他的経済水域内での調査活動を含む軍事活動の可否

中国は、西太平洋での調査活動を含む軍事活動の自由を確保する必要性から沖ノ鳥島周辺海域への排他的経済水域設定に対して反発している。ここで国連海洋法条約における軍事活動の扱いについて整理しておきたい。

国連海洋法条約	
第5部 排他的経済水域	
第56条【排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務】	
2	沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するように行動する。
第58条【排他的経済水域における他の国の権利及び義務】	
3	いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。
第59条【排他的経済水域における権利及び管轄権の帰属に関する紛争の解決のための基礎】	
	この条約により排他的経済水域における権利又は管轄権が沿岸国又はその他の国に帰せられていない場合において、沿岸国とその他の国との間に利害の対立が生じたときは、その対立は、当事国及び国際社会全体にとっての利益の重要性を考慮して、衡平の原則に基づき、かつ、すべての関連する事情に照らして解決する。
第7部 公海	
第88条【平和的目的のための公海の利用】	
	公海は、平和的目的のために利用されるものとする。
第13部 海洋の科学的調査	
第240条【海洋の科学的調査の実施のための一般原則】	
	海洋の科学的調査の実施に当たっては、次の原則を適用する。
a.	海洋の科学的調査は、専ら平和的目的のために実施する。
第16部 一般規定	
第301条【海洋の平和的利用】	
	締約国は、この条約に基づく権利を行使し及び義務を履行するに当たり、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章に規定する国際法の諸原則と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

国連海洋法条約では、軍艦の航行と主権免除に関連するものを除いて、排他的経済水域及び公海における軍事活動に関する明示的・直接的な規定はない³⁴。公海の「平和的目的」のための利用（第88条）を含む国連憲章の諸原則と両立しない海洋の利用を禁じる一般規定（第301条）が置かれているのみである。また、国連海洋法条約は、他国の排他的経済水域内での海洋の科学的調査の実施については沿岸国が管轄権を有すると規定している（第56条）が、軍事的な海洋調査については規定がない。

このため、排他的経済水域において、軍事情報収集活動や軍事演習を含む第三国の軍事活動に対し、沿岸国が規制権限を及ぼすことができるか否かは、国連海洋法条約において最も議論のある問題とされてきた³⁵。

英米などの海軍先進国は、軍事演習は公海において伝統的に認められた海洋の自由利用原則の一つであるとの立場から、「平和的目的」の具体的に意味するところについて一般的な合意はなく、平和的目的の軍事活動であれば、それは国連憲章と国際法に完全に合致するものであって、海洋における軍事活動を一般的に禁ずるものではないとしてい

³⁴ 林司宣「排他的経済水域の他国による利用と沿岸国の安全保障」『国際安全保障』（2007.6）60頁

³⁵ 坂元茂樹「排他的経済水域における軍事活動」栗林忠男・秋山昌廣編著『海の国際秩序と海洋政策』（東信堂 2006.11）104、105頁

る。排他的経済水域において、沿岸国は特定の事項に関してのみ主権的権利及び管轄権が与えられるのであって、他国は沿岸国の権利及び義務に「妥当な考慮」（第58条3項）を払えば軍事活動も当然に認められると主張する。また、軍事的調査活動は、その目的からして、沿岸国が管轄権を有する海洋の科学的調査とは明白に異なるものであるとしている。

一方、海洋の非軍事化を訴える途上国などは、そもそも公海において軍事演習を行う自由は確立していないとの前提に立ち、排他的経済水域という沿岸国に主権的権利が認められている水域で、その資源に悪影響を及ぼし、沿岸国に管轄権が付与されている海洋環境の保護・保全を妨げる兵器の使用を伴う軍事演習は、沿岸国の利益に「妥当な考慮」を払わない行為であると主張している。特にブラジルは、国連海洋法条約への署名に際し、軍事演習、なかでも兵器・爆発物の使用を伴うものは沿岸国の同意なしには認められないと理解するとの解釈宣言を行った³⁶。また、多くの途上国が、調査の態様が外見上同一である海洋における軍事調査と科学的調査を区別せず、軍事調査を含む全ての海洋調査活動に対して同意申請を義務付ける国内法を設けている。

とりわけ近年は、こうした排他的経済水域における軍事活動について、米国と中国との間での見解が相違し、両国間の海上での軍事的緊張が高まる事案が発生するに至っている。2009年3月、中国の排他的経済水域内で情報収集活動をしていた米海軍の海洋測量船インペカブル号に対して中国船舶が放水等の妨害を行った。中国政府は「米国の軍事調査船が中国の排他的経済水域で中国の許可を得ずに調査活動をしていた」³⁷とし、一方で米国は「中国船舶の行動は、公海の合法的な使用者に対する安全と権利を尊重するよう定めた国際法に違反したものだ」³⁸として、米中双方が互いに非難声明を出すという事態に発展した。中国は、米海軍の行った軍事調査は、沿岸国の領土保全と政治的独立を侵害し、自国の安全保障上の利益を害するものであって、「海洋の平和的目的の利用」という原則に反しているとの立場に立っているようである³⁹。また、2010年11月に黄海で行われた米韓軍事演習に際して中国政府は、「中国の排他的経済水域内における他国による同意なき軍事的活動は一切認められない」との抗議の声明を発している⁴⁰。

このように中国は、国連海洋法条約上、排他的経済水域において沿岸国の同意なき軍事活動は認められないとする解釈をとっている。日本による沖ノ鳥島の排他的経済水域設定を認めた場合、中国が自らの主張と整合性をとろうとすると、沖ノ鳥島周辺の西太平洋においては日本の了解なしに海洋調査はもちろん軍事活動をも行えなくなってしまう

³⁶ 坂元茂樹「排他的経済水域における軍事活動」栗林忠男・秋山昌廣編著『海の国際秩序と海洋政策』（東信堂 2006.11）103～104頁及び林司宣「排他的経済水域の他国による利用と沿岸国の安全保障」『国際安全保障』（2007.6）63頁。その後、ブラジルは、「軍事演習、特に兵器又は爆発物の使用を含む演習は、ブラジル政府の同意を得てはじめて行い得る」と規定する国内法を制定している。ブラジル以外にも、途上国を中心とする国々が、同趣旨の解釈宣言及び国内法の制定を行っている。

³⁷ Foreign Ministry Spokesperson Ma Zhaoxu's Regular Press Conference on March 10, 2009
(<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/2511/t541713.htm>)

³⁸ 「中国が米海軍観測船を妨害、狙いは何か（上）」『朝鮮日報』（2009.3.11）

³⁹ Ji Guoxing, "The Legality of the "Impeccable Incident"" *China Security*, Vol. 5, No2, Spring 2009, pp. 18-19

⁴⁰ 「中国のEEZ内での無許可の軍事行動に反対 中国外務省報道官強調」『新華社ニュース』（2010.11.27）

う。こうした懸念から、中国は沖ノ鳥島周辺海域への排他的経済水域設定に異論を唱えているものと考えられる。

なお、排他的経済水域における軍事活動について日本政府は、「一般論として、妥当な考慮を関係国に対して払いつつ行う軍事演習は、排他的経済水域においても完全に禁止されてはいない」との見解を示している⁴¹。

最近発生した中国の排他的経済水域での米国の「軍事活動」による米中摩擦の事例

○バウディッチ号事件

・2001年3月24日、米海軍調査船バウディッチ号が黄海にて調査活動に従事していたところ、中国海軍が調査の停止と排他的経済水域からの退去を同船に求めた。

○EP-3偵察機事件

・2001年4月1日、海南島の南東約70海里の中国の排他的経済水域上空で情報を収集していた米海軍のEP-3偵察機とこれに接近した中国のF-8戦闘機とが衝突。
・中国は、今回の偵察飛行は国連海洋法条約によって認められている「上空飛行の自由」をはるかに超えた権限の濫用だと主張。
・一方、米国は、排他的経済水域上空における偵察活動は合法であって、中国軍用機による異常接近こそ問題であると主張。

○インペカブル号事件

・2009年3月8日、米海軍調査船インペカブル号が海南島の南約70海里の南シナ海で海洋調査活動に従事していたところ、5隻の中国船が包囲し、進路に木片等を投げ込むなどして妨害した。
・米国政府は、インペカブル号は公海上で通常の活動を行っていたのであり、中国船による妨害は、海洋の適法な利用に妥当な考慮を払うという国際法上の義務に違反していると批判。
・一方、中国政府は、インペカブル号は中国政府の同意無く排他的経済水域内で調査活動を行ったのであり、国連海洋法条約及び中国の関連する国内法に違反するものだと批判する声明を発売。

○ビクトリアス号事件

・2009年5月1日、黄海で活動中の米海軍調査船ビクトリアスに中国漁船2隻が異常接近。米側は消火ホースで放水するなどして対抗。
・インペカブル号事件と同様、中国政府は、ビクトリアス号が関連する国際法と中国国内法の規定に違反し、中国政府の同意なく排他的経済水域に侵入して活動を行ったとし、再発防止を米国政府に申し入れた。

○米韓軍事演習

・2010年11月23日の北朝鮮による延坪島への砲撃事件を受けて、米韓両軍は11月28日から12月1日まで、朝鮮半島西側の黄海で、大規模な合同軍事演習を実施。
・これに対して、中国外交部の報道官が「黄海の中国の排他的経済水域では、中国の許可なくいかなる軍事的行動も許さない」と声明を発表。

(出所) 各種報道等より筆者作成

7. おわりに ～求められる海洋戦略～

(1) 沖ノ鳥島の国土保全と利活用

沖ノ鳥島が日本の領土であることに異論を唱える国はない。しかし、国連海洋法条約上、排他的経済水域を有することのできる「島」と認められる基準は、今後の国際判例や国家実行の積み重ねによって確立していくものと考えられ、日本政府の主張が国際社会において確立したものであるとは現在のところ断定できないとされる⁴²。日本政府と

⁴¹ 第142回国会衆議院外務委員会議録第9号7頁(平10.4.17)。第143回国会衆議院本会議録第7号10頁(平10.9.3)においても、同趣旨の答弁がなされている。

⁴² なお、沖ノ鳥島に関する問題が国際司法裁判所などの国際司法の場での法的紛争に発展する可能性についての考察は、池島大策「国連海洋法条約における島の法的地位と紛争解決手続-沖ノ鳥島をめぐる日中間の事例-」『WASEDA GLOBAL FORUM』(2010, No. 7)に詳しい。

しては、これまでどおり沖ノ鳥島が「島」であることを主張することができるよう、島の保全の取組を継続するとともに、加えて、「人間の居住又は独自の経済的生活の維持」も可能であることを国際社会に対して示し、その「島」としての地位を確固たるものとするためにも、島の利活用に向けた取組を推し進めていく必要がある。

現在、日本政府は「海洋立国実現」という国家戦略の下、沖ノ鳥島を含む離島の保全のための法整備に力を入れている。2007年には海洋政策の新たな制度的枠組みとして海洋基本法を制定し、2008年には海洋基本計画を閣議決定した。この基本計画は排他的経済水域確保の基盤となる離島の保全を施策として掲げている。2010年6月にはいわゆる「低潮線保全法」⁴³が制定され、沖ノ鳥島を同法上の「特定離島」に指定して港湾施設の早期整備を目指し⁴⁴、他の24の離島と併せて国有化を図ることとなった。2011年6月には、沖ノ鳥島を含む185の低潮線保全区域が政令にて指定され、国土交通大臣の許可なく海底の掘削など低潮線を損なう行為ができないこととされた。

また、沖ノ鳥島の保全・利活用に向けての取組も着々と進められている。2007年3月には海上保安庁が沖ノ鳥島に灯台を設置、運用を開始したほか、気温や風速などの気象観測、建設資材や研究開発中の新素材の耐久試験も行われており、さらには海水の温度差を利用した海洋発電所の建設も検討されている。これ以外にも、沖ノ鳥島にサンゴを移植することで島の面積を増やす試みもなされている。引き続き、国連海洋法条約上の排他的経済水域を設定できる「島」であることを主張できるよう、沖ノ鳥島の保全と利活用をより一層推進していくことが求められる。



沖ノ鳥島灯台

(出所) 海上保安庁HP

(2) 海洋における経済権益の確保に向けた国内法整備

沖ノ鳥島周辺海域の経済権益を確保すべく排他的経済水域を維持することは、国益の観点から重要である。このため、漁業活動支援や海底資源調査が進められていることはこれまで指摘してきたとおりであり、更なる推進が求められる。

しかし、これまで日本では、排他的経済水域における外国人の違法な「漁業活動」に対しては、海上保安庁による取締りの根拠となる国内法（「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」）が存在する一方で、排他的経済水域内での他国による無許可の「資源探査」や「科学的調査」についてはガイドライン⁴⁵が存在するのみで、それを取り締まるための国内法が制定されてこなかった。2011年7月には、「鉱業法等の一部を改正する法律案」が成立し、ようやく「資源探査」の取締りのため

⁴³ 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（平成22年6月2日法律第41号）

⁴⁴ 2010年度には、早期整備のための調査が実施された。2011年5月31日には、総合海洋政策本部において、2011年度中に建設に着工すると決定された。

⁴⁵ 日本政府は、1996年、国連海洋法条約の批准に合わせて、「我が国の領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて」（外務省所管）を策定した。

の国内法が整備されることとなった。

とはいえ、資源探査を含め海洋調査活動は、一般に外見上態様が同一であるとされ、また、通常資源探査に従事するのは、国連海洋法条約上、沿岸国が取締りを執行することのできない政府船舶であることが多い。このような限界を踏まえ、沖ノ鳥島周辺海域における海洋資源権益をいかにして保護していくのが今後の課題となろう。

(3) 沖ノ鳥島周辺の海洋安全保障政策の推進

加えて、沖ノ鳥島の有する地政学的な海洋安全保障上の意義に鑑みると、こうした国土保全、経済権益確保に向けた取組にとどまらず、外交・防衛政策という観点からも十分な施策が求められる。

中国が沖ノ鳥島周辺の日本の排他的経済水域設定に対し異議を唱えるのは、その周辺海域での軍事活動の自由を確保することが最大の狙いであると考えられる。他方、国連海洋法条約は安全保障に関する事項を適用の対象外としており、排他的経済水域内での軍事活動の是非に関しては解釈が対立している。そのため、沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域内での他国の軍事活動による緊張の高まりに対して、国連海洋法条約の規定のみに基づき対処することは困難であると言わざるを得ない。

中国は東シナ海を始め我が国周辺海域で活発な活動を展開しており、このような情勢をも踏まえ、我が国は防衛力整備、危機管理体制の確立といった安全保障上の取組を進めている。現在、防衛省・自衛隊では、護衛艦、固定翼・回転翼哨戒機など海上の安全確保のための装備の整備を図るとともに、共同訓練など海上保安庁との間で海上の安全確保に関する連絡連携体制の整備、不審船対処に係る共同訓練の実施など、連携強化に努めている。このような取組の一環として、沖ノ鳥島周辺、ひいては西太平洋海域についても哨戒監視体制の充実が求められよう⁴⁶。

もとより、尖閣諸島を始め東シナ海など日中間の海上における緊張緩和、信頼醸成を促す外交上、海上安全業務上の取組の更なる充実が必要である。2011年5月22日の日中外相会談では、外交当局間の海上危機管理連絡メカニズムの構築について提起されたが、その具体的内容はこれから協議されるようであり、その行方を今後も注視していく必要がある。

⁴⁶ 国会においては、沖ノ鳥島周辺における海上保安庁の取組について、巡視艇は必要に応じて配備する、航空機は定期的に哨戒をさせているとの説明が政府よりなされている（第171回国会衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録第3号14頁（平21.4.15））。

参考

本稿で取り上げた国連海洋法条約上の論点に関する日中の見解の相違点（まとめ）

	日 本	中 国
沖ノ鳥島の領有権	我が国固有の領土である	日本の領土であることに異論はない
国連海洋法条約第121条1項と3項の関係	3項は「岩」の規定であり、1項の「島」の規定からは独立している	3項の「岩」は1項の「島」と一体として考えるべき
沖ノ鳥島の法的地位	国連海洋法条約第121条1項に規定される「島」であり、歴史的にその地位は既に確立している *1	国連海洋法条約第121条3項に規定される「居住又は経済的活動のできない岩」にすぎない
排他的経済水域設定の可否	「島」である以上、(居住又は経済的活動と関わりなく) 当然に設定できる	「居住又は経済的活動のできない岩」にすぎず、日本の主張は国際海洋法に合致せず、国際社会の全体的利益を著しく損なうもの
護岸工事が沖ノ鳥島に及ぼす法的効果	自然に形成された島の海岸に護岸工事を施したにすぎず、人工的な拡張ではない	人工的施設を建造してもその「岩」であるという法的地位を変えることはできない *2
他国の排他的経済水域内での海洋科学調査	沿岸国の同意を要する(国連海洋法条約第56条、246条に明記)	
他国の排他的経済水域内での軍事活動	妥当な考慮を払いつつ行うものは完全に禁止されていない *3	沿岸国の同意を要する
他国の排他的経済水域内での軍事的調査	—	(軍事的調査を含め) 全ての科学的調査に沿岸国の同意を要する

- * 1 米国も、領海を持つ島であればEEZを持ちうるという立場をとっていると指摘されている(栗林忠男・加々美康彦「海洋法における「島の制度」再考」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』(2010.7) 246頁)。
- * 2 中国の研究者からは、「日本政府は1988年以来、300億円の巨額資金を投じ、鉄筋やコンクリートなどで沖ノ鳥島に対する補強工事を行い、人工的に“島”を作り、観測施設や、気象観測装置、ヘリコプター離発着用プラットフォームまで建設されている。沖ノ鳥島の地理的現状は日本政府が人為的に拡張した結果であり、自然に形成された陸地ではない」として、沖ノ鳥島が人工島であり、自然に形成された島ではないとの批判がなされている(龔迎春「無人島に関する中国の立場—国内法上の対応と国際的な立場」海洋政策研究財団(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)『平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書—』(平18.3) 69頁)。
- * 3 第142回国会衆議院外務委員会議録第9号7頁(平10.4.17)

(出所) 筆者作成

参考

沖ノ鳥島関連年表

1543年	スペイン船サンファン号が沖ノ鳥島を発見し、「アブレオホス」(Abre Ojos)と名付ける。
1565年	スペイン船サンペドロ号が沖ノ鳥島を発見し、「パレセベラ」(Parece Vela(帆のような))と名付ける。
1789年	イギリス船イフィジエナイア号のウィリアム・ダグラスが島を発見し、以後「ダグラス礁」と呼ばれるようになる。
1892年	日本海軍水路部発行の『日本水路誌 第一巻』に「パレセベラ礁又ドーグラス礁」として記載される。
1922年	測量艦「満洲」が南洋群島の測量中に立ち寄り、測量。 海軍水路部発行の海図809号に「Parece Vela」の名で記載される。
1925年	測量艦「満洲」が南洋群島の測量中に立ち寄り、測量。
1929年	海軍水路部発行の海図第800号に「沖ノ鳥島」の名で記載される。
1931年	安達謙蔵内相が「島嶼所属名称ニ関スル件」についての閣議を請求、「沖ノ鳥島」と名付け、東京府小笠原支庁の所管とすることを求める。 法制局において、領有問題に関する関係各省(法制局・海軍省・拓務省・内務省・外務省)の協議会が開催される。 第二次若槻禮次郎内閣が領有を閣議決定する。 「沖ノ鳥島」と命名し、東京府小笠原支庁に編入(内務省告示第163号)。
1932年	第51回『日本帝国統計年鑑』(内閣統計局)発行。「本州」の「極南」が「南鳥島」から「沖ノ鳥島」に改められる。
1933年	海軍水路部が測量艦「膠州」で総合的な測量を実施、海図を調製。
1934年	第53回『日本帝国統計年鑑』発行。「帝国」の「極南」が、台湾の「七星岩」から「沖ノ鳥島」に改められる。
1937年	沖ノ鳥島付近を台風が通過し、南露岩が倒壊したとされる。 気象観測所と灯台の建設工事のための予備調査団の派遣。南露岩の流失の確認、爆破による水路の開削等がなされる。
1939年～	気象観測所と灯台の建設工事(太平洋戦争勃発で中断)。前後7回に分けて基台ブロック工事を行う。
1946年	「若干の外廓地域を政治行政上日本から分離することに関する覚書」により日本の行政権を離れ、GHQの直接統治下に置かれる。
1952年	サンフランシスコ講和条約が発効し、米国の施政権下におかれる。
1968年	小笠原諸島の返還にともなって、米国より日本に返還。
1977年	領海法、漁業水域に関する暫定措置法施行。島周辺に領海12海里、漁業水域200海里を設定。
1978年	東京都が、小笠原漁業調査の一環として、沖ノ鳥島周辺漁場の予備調査を行う。 政府が、国有財産台帳に未記載の島嶼(沖ノ鳥島を含む)について、航空機による調査を行う。
1979年	国会に「沖ノ鳥島等の保全に関する請願」が提出される。 政府が、有人島から12海里以遠に所在する236の無人島を調査し、うち登記のされていない沖ノ鳥島を含む169島を新たに国有財産として登録。
1982年	国連海洋法条約が採択。
1983年	国連海洋法条約に日本が署名。
1984年	国土地理院が1:25,000地形図「沖ノ鳥島」を発行。 科学技術庁が沖ノ鳥島を海洋観測拠点とする計画を公表する。
1987年	沖ノ鳥島の水没と排他的経済水域の設定に関する問題が初めて国会で取り上げられる。 海上保安庁水路部が巡視船・航空機などで調査を行い、露岩が2つしか残っていないことが明らかとなる。 海岸法に基づき、東京都によって海岸保全区域に指定。
1987年～ 1993年	国による2回の保全工事(護岸等の設置工事)。
1988年	ハワイ大学ヴァン・ダイク教授が、『ニューヨーク・タイムズ』紙で、沖ノ鳥島は排他的経済水域を持ってないと主張。 中国人民解放軍機関紙『解放軍報』に、沖ノ鳥島の保全工事を評価した記事が掲載される。
1994年	国連海洋法条約が発効。
1996年	日本が国連海洋法条約の94番目の締結国となる(同年、中国も締結)。 「領海及び接続水域に関する法律」の改正、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を公布。沖ノ鳥島周辺海域に排他的経済水域を設定。
1997年	台風25号により被災し、コンクリート塊が東小島の露岩に当たり損傷。 テタン製防護ネットによる東小島の防護工事が実施される。
1999年	海岸法の一部改正が公布される。改正海岸法の施行令に基づき、沖ノ鳥島を建設省が直接管理する海岸保全区域に指定する。
2003年	中国が、日本政府に対し、沖ノ鳥島周辺への排他的経済水域設定に異議を唱える(2004年にも同様の異議を唱える)。
2004年	観測施設上にCCTVカメラを設置。
2005年	観測施設上に海象観測用レーダーを設置。 東京都が、同島周辺海域での経済活動(漁業操業)への支援など、沖ノ鳥島に関する取組を開始。
2007年	沖ノ鳥島灯台の運用開始。 海洋基本法施行。
2009年	日本政府が、沖ノ鳥島を基点とする200海里を超える範囲の大陸棚の設定を大陸棚限界委員会に申請。これに対し、中国、韓国が異議を唱える口上書を同委員会に提出(2011年にも同様の異議が出された)。
2010年	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が施行、これにより沖ノ鳥島が「特定離島」に位置付けられる。

(出所) 東京都HP、京浜河川事務所HP、中野勝哉「沖ノ鳥島周辺海域における中国への対応-沖ノ鳥島の法的地位に関する検討を中心に-」海上保安協会『平成22年度海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究(第3号)』(平23.3)、長谷川亮一(千葉大学講師)『幻想諸島航海記特別篇・沖ノ鳥島の謎』(<http://homepage3.nifty.com/boumou/islnd/sp01/>)より筆者作成